

令和2年4月23日
道路・交通計画部
道路事業推進課

世田谷区主要生活道路106号線（恵泉付近）に関する訴訟の
最高裁決定について

1 主 旨

世田谷区主要生活道路106号線（恵泉付近）については、土地収用法（以下、「法」という。）に基づき進めてきた手続きに対して平成28年1月15日に収用対象地在住の区民より訴訟が提起され、平成30年4月27日の地裁判決（原告の請求を却下及び棄却）を経て、令和元年9月18日に高裁判決（控訴人の請求を棄却）がなされたものの、これを不服とし控訴人が令和元年10月1日に上告提起及び上告受理申立てを行った。

このたび、令和2年3月3日に上告棄却及び上告不受理の最高裁決定がなされ、本件訴訟が終了したので報告する。

2 上告審の概要

（1）事件名

令和2年（行ツ）第1号

令和2年（行ヒ）第1号

〔控訴審における事件名〕

東京高等裁判所 平成30年（行コ）第173号

事業認定無効確認・収用裁決（権利取得裁決）無効確認・土地所有権確認等
請求、追加的併合控訴事件

（2）訴訟当事者

上告人兼申立人 収用対象地在住の区民

被上告人兼相手方 東京都（都知事、収用委員会）、世田谷区

（3）控訴審における控訴人の請求内容

請求1：東京都に対して、世田谷区主要生活道路106号線の事業認定は無効であることの確認を求める。

請求2：東京都収用委員会に対して、収用対象地に係る権利取得裁決が無効であることの確認を求める。

請求3：世田谷区に対して、収用を原因とする所有権移転登記について、収用無効を原因とする抹消登記手続をすることを求める。

請求4：東京都収用委員会に対して、収用対象地に係る明渡裁決の取り消しを求める。

3 最高裁決定の内容

- (1) 本件上告を棄却する
- (2) 本件を上告審として受理しない

4 事業認定からの主な経緯

平成 22 年 8 月 23 日	事業認定申請 (法第 18 条)
平成 23 年 2 月 1 日	事業認定の告示 (法第 26 条)
平成 23 年 2 月 8 日	都市整備常任委員会 (事業認定の告示の報告)
平成 24 年 1 月 12 日	裁決申請 (法第 39 条第 1 項)
平成 24 年 11 月 22 日	権利取得裁決 (法第 48 条第 1 項)
平成 24 年 12 月 3 日	都市整備常任委員会 (権利取得裁決の報告)
平成 25 年 1 月 21 日	土地所有権移転登記
平成 26 年 12 月 19 日	明渡裁決の申立て (法第 47 条の 2 第 3 項)
平成 28 年 2 月 9 日	都市整備常任委員会 (訴訟事件発生 の 報告)
平成 29 年 1 月 6 日	明渡裁決 (法第 49 条第 1 項)
平成 29 年 2 月 7 日	都市整備常任委員会 (明渡裁決の報告)
平成 29 年 10 月 27 日	土地の明渡しの期限
平成 30 年 4 月 27 日	東京地方裁判所判決
平成 30 年 5 月 10 日	原告が控訴
平成 30 年 5 月 25 日	都市整備常任委員会 (地裁判決の報告)
令和 元年 9 月 18 日	東京高等裁判所判決
令和 元年 10 月 1 日	控訴人が上告提起及び上告受理申立て
令和 元年 11 月 12 日	都市整備常任委員会 (高裁判決の報告)
令和 2 年 3 月 3 日	最高裁判所決定

案内図

世田谷区主要生活道路106号線（恵泉付近）

